

## 敷地境界線での許容騒音・振動値の整理資料

## 騒音・振動に関する法規の整理

## 環境基本法

参考) 騒音に係る環境基準について | 環境省 (env.go.jp)

環境基準は、維持されることが望ましい基準として定められた、行政上の政策目標です。

(※この環境基準を実現するために、具体的な規制内容などは騒音規制法や各自治体の条例にて定められている。)

環境基本法第16条第1項に基づき、騒音等について環境基準が定められていて、下記の3項目について基準があります。

■ 騒音に係る環境基準 (※建築物に関してはこの項目が該当する)

■ 航空機騒音に係る環境基準

■ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

■ 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下
A 及び B	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下
C	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下

(注)

1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては4 5デシベル以下、夜間にあっては4 0デシベル以下)によることができる。

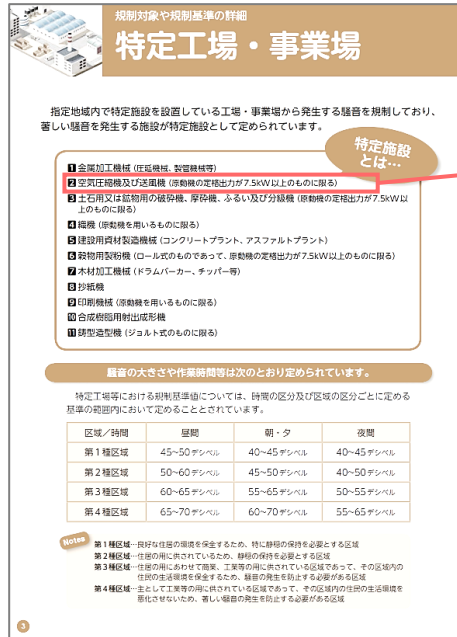
# 敷地境界線での許容騒音・振動値の整理資料

## 騒音・振動に関する法規の整理

### 騒音規制法・振動規制法

参考) 騒音規制法パンフレット [000190185.pdf \(env.go.jp\)](#)、振動規制法パンフレット [000190208.pdf \(env.go.jp\)](#)

騒音規制法・振動規制法では、都道府県知事や市長・特別区長は、騒音について規制する地域を指定（指定地域）しており、規制対象ごとに異なった規制基準等が定められている。  
具体的な指定地域や規制基準等については、市、特別区または都道府県が定めているため、各自治体に確認が必要。



騒音規制法パンフレットより抜粋

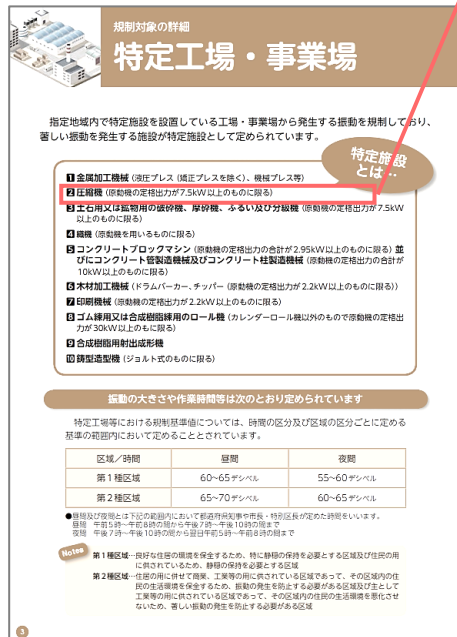
### 指定対象：特定工場・事業場

#### 【騒音規制法】

建築設備で対象となる可能性がある機器については、  
②空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）が該当する可能性がある。  
※エアコン等に使用される冷媒を利用した圧縮機は対象ではないことに注意。  
※各自治体にて指定対象にも多少違いがあるため、各自治体担当窓口を確認が必須。  
参考例) 東京都中央区では「ただし冷凍機、冷凍機応用製品及び装置に用いるものを除く」といった条件が追加されている。  
[中央区ホームページ / 騒音・振動特定施設 \(chuo.lg.jp\)](#)

#### 【振動規制法】

建築設備で対象となる可能性がある機器については、  
②圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）が該当する可能性がある。  
※振動規制法は、冷媒の圧縮機も対象であることに注意。  
※各自治体にて指定対象にも多少違いがあるため、各自治体担当窓口を確認が必須。  
参考例) 東京都中央区では「ただし冷凍機、冷凍機応用製品及び装置に用いるものを除く」といった条件が追加されている。  
[中央区ホームページ / 騒音・振動特定施設 \(chuo.lg.jp\)](#)



振動規制法パンフレットより抜粋

### 指定地域：

都道府県知事や市長・特別区長は、騒音について規制する地域を指定（指定地域）

参考例) 東京都江東区では騒音規制法の対象外地域が設定されている  
[騒音・振動規制法の特定施設 | 江東区 \(koto.lg.jp\)](#)



### 指定基準：

都道府県知事や市長・特別区長にて、騒音について指定

参考例1) 東京都江東区  
[騒音・振動規制法の特定施設 | 江東区 \(koto.lg.jp\)](#)

東京都江東区

大阪府

### 参考例2)大阪府

[大阪府 / 騒音・振動に関するご案内パンフレット \(osaka.lg.jp\)](#)

### 届出：

特定施設を設置するときは工事着手30日前までに届出が必要

## 敷地境界線での許容騒音・振動値の整理資料

## 騒音・振動に関する法規の整理

各自治体が定める条例

参考例) 環境確保条例 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)

参考) [日常生活の騒音・振動の規制](#) | [法律・条例による規制について](#) | [東京都環境局 \(tokyo.lg.jp\)](#)

## 工場・事業場等に対する騒音・振動の規制

## 規制対象：工場、指定作業場

建築設備に係るものについて、規制対象となる可能性があるものは、下記と考えられる。

## 指定作業場 (条例別表第二)

## 二十五

暖房用熱風炉 (熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。) を有する事業場

## 二十六

ボイラー (熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本産業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの (いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの) を除く。) を有する事業場

※建築設備において、可能性があるものについて抜粋

## 規制地域：都内全域

## 規制基準：下記資料参照

区域の区分		時間の区分						
あてはめ地域		6時	朝	昼	19時	23時	夜	6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	4.0	4.5	4.0	4.0			
	第2種低層住居専用地域							
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。)	4.5	5.0	4.5	4.5			
	第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。)							
第3種区域	近隣商業地域 (第1種特別地域を除く。)	5.5	6.0	5.5	5.0			
	第1種特別地域 (※2)							
第4種区域	工業地域 (第1、2種特別地域を除く。)	6.0	7.0	6.0	5.5			
	第3種特別地域 (※2)							

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法 (昭和22年法律第30号) 第1条に規定する学校 (以下「学校」という。)、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保育所 (以下「保育所」という。)、医療法 (昭和23年法律第206号) 第1条の5第1項に規定する病院 (以下「病院」という。)、医療法第1条の5第2項に規定する診療所 (患者を入院させるための施設を有するものを限る。以下「診療所」という。)、図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館 (以下「図書館」という。)、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (以下「老人ホーム」という。)、及び児童福祉法 (昭和25年法律第164号) 第39条第1項に規定する児童福祉施設 (平成18年法律第77号) 第2条第3項に規定する幼保連携型認定こども園 (以下「認定こども園」という。) の敷地の周囲おおよそ50メートルの区域内 (第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域を除く。) の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項 (第82条第2項において準用する場合を含む。) において適用する場合を除き、適用しない。

## 届出：工事着工の30日前までに届出書の提出が必要

## 敷地境界線での許容騒音・振動値の整理資料

## 騒音・振動に関する法規の整理

各自治体が定める条例

参考例) 環境確保条例 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)

参考) [日常生活の騒音・振動の規制](#) | [法律・条例による規制について](#) | [東京都環境局 \(tokyo.lg.jp\)](#)

## 日常生活等に適用する騒音の規制基準

## 規制対象：下記以外

この基準値は、次の場合は適用しません。

- 集合住宅など同一建物内部における各住戸間の騒音・振動
- 航空機、鉄軌道、船舶、建設工事
- 個別に騒音または振動の基準が定められた次の事項  
工場・事業場の規制  
建設作業の規制  
拡声機の使用制限  
音響機器の使用制限  
深夜営業等の制限

## 規制地域：都内全域

## 規制基準：下記表

種別	該当地域	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量			
		6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 AA地域 (環境基本法・環境基準の地域類型) 第1種文教地区 (東京都文教地区建築条例) 上記の地域に接する地先及び水面	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第1種住居地域 (第1種区域を除く) 第2種住居地域 (第1種区域を除く) 準住居地域 (第1種区域を除く) 無指定地域 (第1種・第3種区域を除く)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 (第1種区域を除く) 商業地域 (第1種・第4種区域を除く) 準工業地域 工業地域 上記の地域に接する地先及び水面	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	商業地域であって知事が指定する地域 *1	60 デシベル	70 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

・第2種区域・第3種区域・第4種区域の区域内に所在する学校・保育所・病院・診療所・図書館・老人ホーム・認定こども園 \*2 の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。  
・保育所 その他の規則で定める場所 \*3 において、子供 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。) 及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。

- 声
- 足音、拍手の音その他の動作に伴う音
- 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音
- 音響機器等の使用に伴う音

届出：不要



# 敷地境界線での許容騒音・振動値の整理資料

## 敷地条件

- ・住所：
- ・用途地域：第2種
- ・敷地周辺の学校・保育所・病院・診療所・図書館・老人ホーム・認定こども園の有無：有り

## 特定工場・事業場に該当するか

### 騒音規制法・振動規制法

- ・工場・事業場に適用する騒音規制：外調機（OAU-01）の送風機出力が10.5kWのため該当

### 環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

- ・工場、指定作業場に適用する騒音規制：該当しない
- ・日常生活等に適用する騒音の規制：該当



## 規制値

### 騒音規制法・振動規制法

種別	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量			
	6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
第2種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
5デシベル減じた値	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル

### 環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

種別	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量			
	6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
第2種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
5デシベル減じた値	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル